

随意契約理由書

1 業 務 名	設計審査支援システム構築に関する資料作成業務
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、設計審査支援システム構築に関し阪神高速が持つ資産情報に関連する設計条件データ・技術情報データ等を元に特定のひな型に入力作業等を行う業務である。その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の業務、諸技術基準、管理規定等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、すべての基準・規定を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	